

## 平成 29 年度 介護職員初任者研修 開催要項

### 1. 目的

この研修会は、自宅で生活する高齢者や障がいを持つ方々の自立を助け、介護者の負担の軽減を図るための在宅介護技術の習得、また、普及に必要な専門知識、技能を有する訪問介護員の養成を図ることを目的とします。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会

### 3. 期日

平成 29 年 6 月 12 日（月）～平成 29 年 9 月 11 日（月）（閉講式：平成 29 年 9 月 15 日（金））

※講義日程：別紙参照

### 4. 講義及び演習実地場所

〒515-1302

松阪市飯南町横野 885 番地 ふれあいセンター Tel 0598-32-4630

### 5. 受講資格

原則として義務教育を修了した方

### 6. 定員

19 名（先着順により、定員になり次第締切り）

※なお、定員に満たない場合、開講できない場合があります。ご了承ください。

### 7. 受講にかかる費用

受講料 45,000 円

テキスト代 5,130 円

計 50,130 円（消費税込み。交通費・昼食等は各自負担とする。）

※欠席による補講を受講した場合は、別途補講料が必要となります。

### 8. カリキュラム

| 内 容                   | 総時間    |
|-----------------------|--------|
| 1 職務の理解               | 6 時間   |
| 2 介護における尊厳の保持・自立支援    | 9 時間   |
| 3 介護の基本               | 6 時間   |
| 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | 9 時間   |
| 5 介護におけるコミュニケーション技術   | 6 時間   |
| 6 老化の理解               | 6 時間   |
| 7 認知症の理解              | 6 時間   |
| 8 障がいの理解              | 3 時間   |
| 9 こころとからだのしくみと生活援助技術  | 75 時間  |
| 10 振り返り               | 4 時間   |
| 合 計                   | 130 時間 |

## 9. 受講申し込み

介護職員初任者研修受講申込書を5月1日（月）から5月26日（金）までに、本会嬉野支所（下記、【お問合せ先】）に持参または郵送で送付してください。（FAX 不可、期日必着）

※申請書類は、社会福祉協議会本所、各支所で受け取っていただくか、松阪市社会福祉協議会ホームページで取寄せいただきますようお願いいたします。（申請書類につきましては、本会より郵送は行いませんのでご了承ください。）

※書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知を受講者宛に送付します。なお、定員を超える申し込みがあった場合、先着順に受付となります。

※受講費用につきましては、受講者決定後に送付されます受講決定通知に基づき、お振込みください。

## 10. 使用教材

研修に使用する教材は次のとおりです。

- (1) 介護職員初任者研修テキスト 全2巻 中央法規出版
- (2) その他研修において必要な物品・機材

### 11. 研修科目の免除

特別養護老人ホーム等の介護職員等として、1年以上の介護等の実務経験を有する者が研修を受講する場合は、「(1) 職務の理解」の科目を免除することができます。

なお、免除要件確認は、「実務経験証明書」を提出してください。

### 12. 修了認定及び修了証明書等の交付について

受講すべき科目をすべて修了し、修了評価筆記試験に合格した方に対し本会の定める修了評価を行い、適切と認められた方は、「三重県介護職員初任者研修事業者指定要領」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を本会において交付いたします。

### 13. 欠席の取り扱いおよび補講について

1科目でも欠席がある場合、修了を認めることができませんので十分にご留意ください。原則として欠席は認めておりませんが、やむを得ない場合に限り、補講を認めます。この場合は、研修開始から8か月以内までに設けられた補講日に受講することにより修了を可とします。

なお、欠席した時間数が通信上限時間数内の部分はレポート（1,200字）を提出するものとし、添削することにより修了を可とします。

補講に係る費用は、通学1時間につき3,000円、通信(レポート)1時間につき2,000円とする。

### 14. 受講の取り消しについて

次の各号に1つでも該当する受講者は、受講を取り消させていただくことがあります。なお、受講を取り消した場合であっても、当該受講者へは受講料等の返還は行いません。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる方
- (2) 研修の秩序を乱す等、受講生としての本分に反した方
- (3) 理由無く無断欠席を2回以上の者

### 15. 非常災害時について

台風等非常災害その他急迫の事情があるときは、授業を休講とします。休講となった授業については補講で補うこととします。

### 16. 修了者の管理について

修了者は修了者名簿に記載し、三重県で指定された様式に基づき知事に報告いたします。また、修了者が修了証明書を紛失した場合、修了者の申し出により再発行を行います。ただし、その際の手数料として、1枚につき1,000円を負担していただきます。なお、修了者名簿は永年保存とし、記載された内容は、本会の個人情報保護規定に基づき厳粛に管理いたします。

【お問合せ先】 〒515-2323 松阪市嬉野権現前町 423-9 嬉野社会福祉センター内  
社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 在宅福祉サービス課 西村  
Tel (0598) 48-2600 Fax (0598) 42-3794